

立地適正化計画策定に係る第 3 回庁内検討委員会でいただいたご意見への対応方針

日時：令和 4 年 4 月 2 8 日（木）14：00～15：30

場所：朝霞市役所 別館 5 階 大会議室（手前）

※資料記載内容の確認や、市の取組状況の確認のみの意見は省略しています。

ご意見（要約）	対応方針
●まちづくりの方針（ターゲット）と目指すべき都市の骨格構造と施策・誘導方針（ストーリー）の検討の検討	
（奥田委員）ネットワークが既に構築されている状況において、さらにきめ細やかな交通ネットワークを形成するとは具体的にどのような取組を考えているのか。	シェアサイクル等も含めた多様な交通手段を選択できるような環境を整えていく取組を「きめ細やかな交通ネットワークの形成」として表現しています。 また公共交通空白地区が存在する地区に対しては地元の方々と組織を立ち上げ、今後のあり方を検討していきます。
（村沢副委員長）基本的な誘導方針のうち「⑤拠点内のウォークブル化（歩いて暮らせる、居心地が良い空間づくり）を推進します。」とは都市拠点と地域拠点のどちらを指しているのか。	⑤については「都市拠点」（駅周辺）を対象としています。朝霞駅周辺と同様に北朝霞・朝霞台駅周辺でもエリアビジョンの策定が検討されており、特に今後予定されている朝霞台駅舎のバリアフリー化とあわせて取組内容を検討していきます。
（宇野委員）国道 254 号バイパスの第 2 期整備が進行しており、それに伴う沿道の活性化に向けた検討を進めている。しかし、沿道は市街化調整区域であり、立地適正化計画にどのように表現するかは今後検討が必要である。	国道 254 号バイパス沿道は市街化調整区域であるため立地適正化計画とは直接関係しませんが、沿道の活性化に伴い関連する事業等がある場合には立地適正化計画への表現を検討することとします。
（小嶋委員）P.10 の⑥において“自動車に依存しない移動手段の促進”とあるが、マイカーのことを指しているのか、それとも自動車全体のことを指しているのか。	ここでは、“マイカー”を意図して記載しています。その意図が伝わるような表現とします。
●都市機能誘導区域、居住誘導区域	
（村沢副委員長）北朝霞駅周辺の黒目川沿いの調整区域には病院や大学、公共施設が立地し、都市マスにおいて“医療と福祉の拠点”として位置づけられているが、基地跡地地区と同様な区域設定（公共的機能維持ゾーン）は考えられないか。	都市マスによる拠点の設定と整合を図り、“医療と福祉の拠点”については基地跡地地区と同様に市の任意の区域設定を検討します。 また同様に国道 254 号線バイパス沿線についても今後公共的な機能の誘導を図っていくことから、市の任意の区域設定を検討します。
（宇野委員）都市機能誘導区域の設定において、朝霞駅周辺と北朝霞・朝霞台駅周辺とでは区域の	第 4 回委員会にて、都市機能誘導区域の設定の考え方と区域案をお示しします。

ご意見（要約）	対応方針
面積が大きく異なっている。	
<p>（宇野委員）北朝霞駅周辺では、都市機能誘導区域と居住誘導区域のまちなか居住ゾーンが一致している。基本的に商業・業務機能の立地誘導を図るエリアであり、居住を積極的に図る区域として設定することに違和感がある。</p>	<p>第4回委員会にて、都市機能誘導区域の設定の考え方と区域案をお示しします。</p>
<p>（須永委員）P.27の居住誘導区域の設定の考え方として、現在の市街化区域からリスクのあるところを除外したなかで、性格に応じたゾーン設定をされているが、3つのゾーン一律に人口を維持するではなく、ゾーンごとにメリハリを設定することも必要と考えている。ゾーン設定の検討においては、ゾーンごとに現在の人口密度を把握し、将来どの程度の人口密度を目指していくのかなど、定量的に示しながら検討できるとイメージがわきやすく、庁内調整も図れると思う。</p>	<p>現況の用途地域別人口密度や設定するゾーンごとの人口密度など、定量的な指標をお示しします。</p>
<p>●誘導施設、誘導施策</p>	
<p>（小嶋委員）P.20の県内他市の誘導施設をみると、その他施設として「保育施設」を設定しているが朝霞市の誘導施設には含まれていない。</p> <p>（須永委員）居住誘導区域のゾーンの選択肢として、このゾーンであれば子育て施設まで歩いて行ける、待機児童はいないなどのインセンティブを示すことで誘導を促す考え方もある。</p>	<p>庁内関係部署と調整のうえ、第4回委員会にて誘導施設の案をお示しします。</p>
<p>（宇野委員）誘導施設の内容は、市としての意思表示にもなるため、各部局で所管する施設を誘導施設に含めるか否かの検討をお願いしたい。例えば保育施設について、朝霞市は待機児童の数が県内トップクラスであり、誘導施設として保育施設を位置付けないことで、市は保育施設を積極的に誘導・整備をしていかないものと捉えられてしまう可能性もある。</p> <p>（堤田委員）高齢者マンションが駅前にあることは望ましいと考えるが、老人ホームなど施設は日常生活に対して支援が必要な方が入居しており、自力で外出することはできず移動は車であることから駅前にある必要はないと考える。</p>	<p>庁内関係部署と調整のうえ、第4回委員会にて誘導施設の案をお示しします。</p>

ご意見（要約）	対応方針
<p>保育園についても駅前に集約する必要はないと考えており、例えば駅にステーションを設け各施設に配送できるようなシステムができれば解決できると考えられる。</p>	
<p>（塩味委員）届出制度の説明において、都市機能誘導区域外で検討されている開発行為を区域内に導く手法の1つとして国や県から補助が出るようなシステムが現状あるのか。</p>	<p>個別の開発行為等に対する補助は国や県には無く、市独自のものも積極的に検討する方向ではありませんが、「都市構造再編集集中支援事業」等の国の支援策は積極的に活用していきます。</p>
<p>（七里主幹）今後人口密度を高めていくことを考えるのであれば、既存のインフラ（特に下水道）の更新も考えていく必要がある。</p>	<p>立地適正化計画に関係なく今後発生してくる問題であり、庁内で検討するものとします。</p>
<p>●防災指針</p>	
<p>（七里主幹）市街化区域の一部が水害ハザードマップに含まれる。居住誘導区域に含めるか検討するとあるが、防災指針でどのような検討をするのか。</p> <p>（山崎委員長）水害ハザードマップは、外水（河川によるはん濫）によるものであり、記載の対策内容は内水への対応であるため、記載の内容に矛盾が生じないように書きぶりには留意してほしい。</p>	<p>ハザードがかかるエリアについては、対策の有無等を見極めたうえで居住誘導区域に含めるかどうかを検討します。</p>

以上